

水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業

# 申請事務の手引き

公益財団法人

みやぎ産業振興機構

# 留意事項

1 この事業は、昨今の物価高騰の影響により、厳しい環境に置かれている宮城県内の水産加工業者の経営の維持・安定の一助とするための事業です。

2 価格が高騰している魚介類や調味料など水産加工品の製造に必要な原料の調達に際し、前年度と比較して上昇した調達経費の差額に対して支援金を支給します。

3 支援金に係る経理事務は、適正な執行が必要です。

申請にあたっては、後述する必要書類を揃えていただき、適正に執行していただきますようお願いいたします。

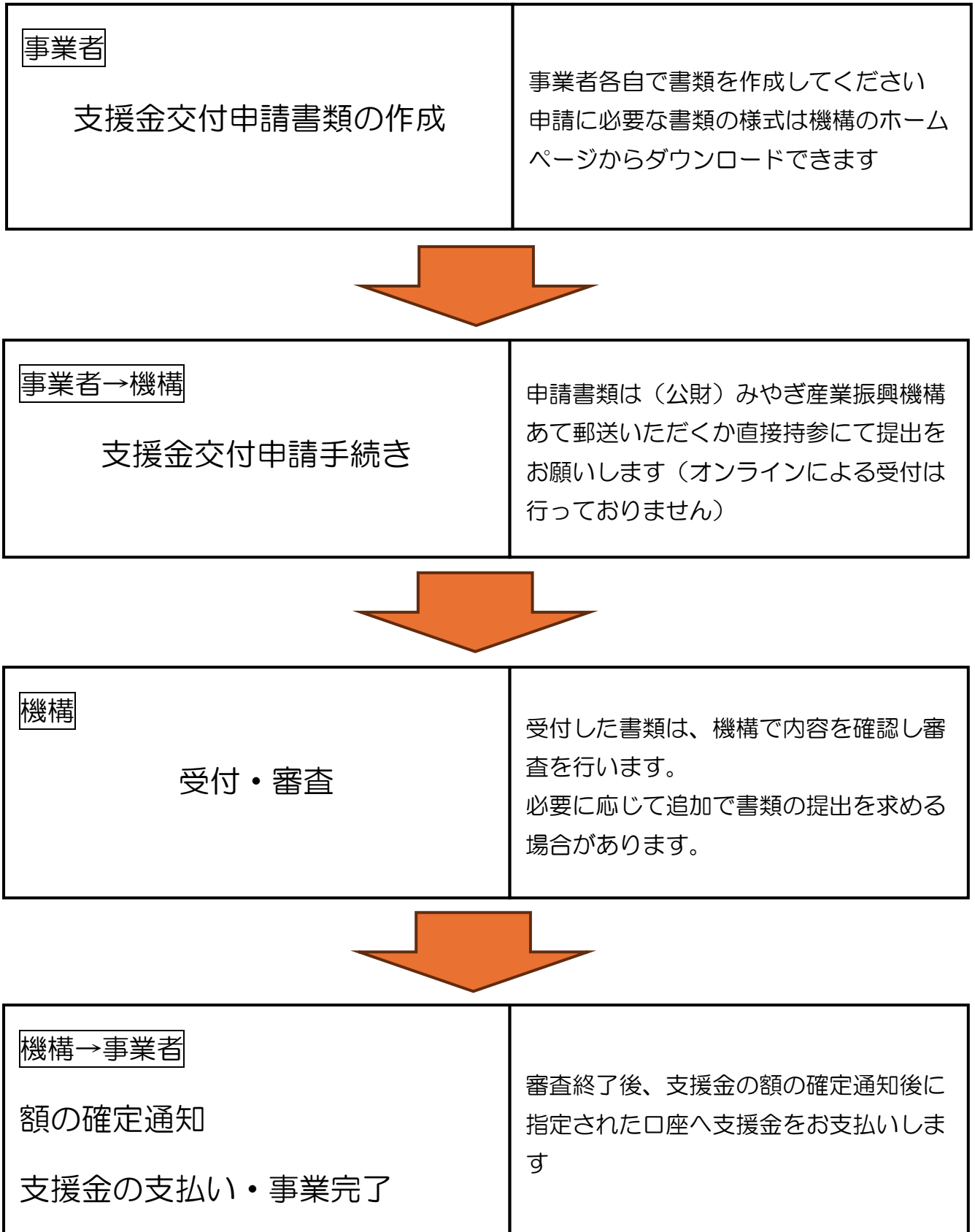
4 支援金の受給後であっても、不正受給や虚偽報告等が認められた場合は、支援金の返還を求めるほか、更に厳しい対応や処分が行われることがあります。

事業者の皆様におかれましては、本事業の趣旨を十分に御理解頂いた上で適切な手続きにより事業を御活用いただきますようお願いいたします。

# 目 次

1 事業の基本的な流れ（事業開始から終了まで）	1
2 支援金交付申請手続について	2
(1) 事業の対象者	2
(2) 支援の対象となる経費	3
(3) 支援金額	3
(4) 支援金交付申請の要件について	4
(5) 書類の提出方法	4
(6) 提出書類	4
(7) 提出部数	5
(8) 申請期限	5
(9) 提出先（郵送先及び問い合わせ先）	5
3 事業の実施に当たって	6
(1) 支援金の申請について	
(2) 支援金の支払いについて	
4 全体の注意事項	6
(1) 申請期間について	
(2) 支援の対象経費について	
(3) 提出前の書類確認	
(4) 債権者登録票について	
(5) 申請書類の取扱い	
5 お問い合わせ	7

# 1 事業の基本的な流れ（事業開始から終了まで）



## 2 支援金交付申請手続について

### (1) 事業の対象者

- ① 宮城県内に本社を有する者
- ② 国（総務省）が定める日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者（下記一覧表参照）
- ③ 上記①及び②に該当する者であって、資本金又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時従業員が300人以下の会社（中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当）
- ④ 個人の場合、上記①及び②に該当する者であって、水産食料品製造業に属する事業を主たる事業として営む者
- ⑤ 上記①～④に掲げる者のほか、宮城県の水産加工業の振興を図る事業者として理事長が適当と認める者

#### ○日本標準産業分類（日本の公的統計における産業分類を定めた総務省告示）

- ・中分類 09 製造業
- ・小分類 092 水産食料品製造業

0921	水産缶詰・瓶詰製造業	0925	冷凍水産物製造業
0922	海藻加工業	0926	冷凍水産食品製造業
0923	水産練製品製造業	0929	その他の水産食料品製造業
0924	塩干・塩蔵品製造業		

#### ○中小企業基本法

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

#### 第二条 （略）

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

## (2) 支援対象となる経費

令和7年4月1日を含む決算年度(※1)における水産加工原材料(※2)の仕入れに要する経費のうち前年度決算からの価格上昇分(※3)。

※1 決算時期は企業によって様々ですが、以下を参考にしてください。

12月決算の場合 → 令和7年1月～12月と

令和6年1月～12月の比較

3月決算の場合 → 令和7年4月～令和8年3月と

令和6年4月～令和7年3月の比較

9月決算の場合 → 令和6年10月～令和7年9月と

令和5年10月～令和6年9月の比較

※2 水産加工原材料とは、製品等の製造に必要な魚介類、調味料等です。

加工機械の購入費、修理費、賃金等の人件費、事務用品費、電気ガス等の光熱水費は補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。

※3 価格上昇分とは、令和7年4月1日を含む決算年度における水産加工原材料の仕入れに要する経費の金額から前年度の決算における同項目の経費を差し引いた金額になります。

「原材料費の当年度決算額－原材料費の前年度決算額＝支援対象金額」

(実際の支援金額は支援対象金額の1/2の金額です)

## (3) 支援金額

「支援の対象となる経費」の1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨て。

ただし、支援金の上限は1,000千円(100万円)となります。

#### (4) 支援金交付申請の要件について

当該支援金は以下の場合には申請ができません。

① 県税に未納がある場合

(最寄りの県税事務所で、納税証明書を取得して下さい。)

② 宮城県暴力団排除条例(平成22年条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等である場合

(申請の際には、誓約書及び役員等名簿を提出して下さい。なお、必要に応じて、警察に照会する場合がありますので、予めご了承ください。)

#### (5) 書類の提出方法

(公財)みやぎ産業振興機構へ郵送いただくか直接持参ください。

(オンラインによる受付は行っておりません)

#### (6) 提出書類

①支援金交付申請書(様式第1号)

申請書には社印(代表者印)個人事業主の場合は認印(ただし、シャチハタ等のゴム印は不可)を押印願います。

②申請金額の根拠となる書類

(仕入れの価格上昇分がわかるよう2年分の決算報告書など。個人事業主の場合は、青色申告決算書や収支内訳書など。)

③企業の定款(写し)(個人事業主の場合は不要)

④現在事項全部証明書(発行から3カ月以内のもの)

(個人事業主の場合は「開業・廃業等届出書」の写し)

⑤納税証明書(全ての県税に未納がないことを証する書類)

※最寄りの県税事務所で「事業補助金申請」の目的で取得できます。

⑥暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)及び会社の役員名簿

⑦債権者登録票(様式第3号)(支援金の振込口座)及び通帳の写し

⑧会社案内・商品紹介のパンフレット若しくは主要製品の写真等

⑨その他当機構が必要と認める書類

通常は不要ですが、申請の根拠となる書類として、追加で新たな書類の提出をお願いする場合があります。

●準備する書類

① 支援金交付申請書

② 決算報告書等 (R7) (写し)

② 決算報告書等 (R6) (写し)

③ 会社の定款(写し) (開業・廃業届)

④ 現在事項全部証明書

⑤ 納税証明書

⑥ 誓約書

⑥ 役員名簿

⑦ 債権者登録票 (通帳のコピーも添付)

⑧ 商品パンフ・写真等

各 1 部

(機構 HP に掲載の「申請書類チェックリスト」をご活用ください)

(7) 提出部数

1 部

(8) 申請期限

随時。ただし、最終締め切りは令和 9 年 1 月 2 9 日 (金) 必着

(9) 提出先 (郵送先及び問い合わせ先)

〒980-0011

仙台市青葉区上杉 1 丁目 1 4 - 2

公益財団法人みやぎ産業振興機構 水産加工業ビジネス支援室

連絡先 TEL : 022-393-8955

Mail : [suisan@joho-miyagi.or.jp](mailto:suisan@joho-miyagi.or.jp)

直接持参の場合

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで

(土日、祝祭日、12月29日～1月3日は受付していません。)

なお、郵送の際は、申請が確実に届いたことがわかるよう書留など配達記録を確認できる方法で行ってください。

### 3 事業の実施に当たって

#### (1) 支援金の申請について

当該支援金の申請は原則として1事業者1回限りです。

#### (2) 支援金の支払いについて

支援金は、申請書類の審査を終了した後、申請者に対し金額の確定を通知し、その後に申請者が指定する口座にお支払いします。なお、審査状況等によってお支払いが遅れる場合も想定されますので、予めご了承ください。

### 4 全体の注意事項

#### (1) 申請期間について

当該支援金の申請期間は、令和8年5月15日(金)から令和9年1月29日(金)必着となります。期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できませんので、予めご了承ください。

#### (2) 支援の対象経費について

当該事業の趣旨は、水産加工品を製造するための原材料価格の高騰を支援するものであり、対象経費は魚介類等の原材料及び製造に必要な調味料等に限定しています。

製造機械の購入費、修理費、人件費(従業員の賃金)、光熱水費等は支援金の対象外です。

### (3) 提出前の書類確認

申請書類の提出にあたっては、記載漏れや提出書類の不足等がないか提出前に確認をお願いします。(チェックリストをご活用ください)

申請書類に不備や不足があった場合には受付できませんのでご注意ください。

### (4) 債権者登録票について

債権者登録票は、書類提出前に再度確認をお願いします。口座等の情報が間違っていた場合、支援金の支払いができなくなります。なお、申請者と口座名義人が異なる場合は、別途委任状(様式第4号)を提出してください。

### (5) 申請書類の取扱い

申請書類は返却いたしませんので、必要に応じてコピーを取るなどし、手元に残してください。

## 5 お問い合わせ

ご不明の点は、下記あて電話またはメールにてお問い合わせください。

(「水産加工業の物価高騰対策支援事業」に関する件とお伝えください)

公益財団法人 みやぎ産業振興機構 水産加工業ビジネス支援室 TEL : 022-393-8955 (直通) E-mail : <a href="mailto:suisan@joho-miyagi.or.jp">suisan@joho-miyagi.or.jp</a>
---